

令和5年度愛知県犯罪被害者等支援懇話会設置要領

第1条 目的

愛知県犯罪被害者等支援懇話会（以下、懇話会）は、愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針（以下、「指針」という。）に基づく支援実施状況をフォローアップし、助言等を行うために設置する。

第2条 助言等を行う事項

懇話会は、本県における次の事項について助言等を行う。なお、犯罪被害者等に対する個別の状況については、本懇話会で取り扱う助言等を行う事項の対象外とする。

- 1 犯罪被害者等の支援実施状況に関すること
- 2 犯罪被害者等の置かれた状況に関すること
- 3 その他懇話会において必要と認めた事項

第3条 構成

- 1 懇話会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。
- 3 会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

第4条 運営

- 1 懇話会は愛知県防災安全局県民安全課長が招集する。
- 2 座長は、会議を総括し、進行する。
- 3 座長が必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

第5条 事務局

懇話会の事務局は愛知県防災安全局県民安全課に置く。

第6条 会議の公開

会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議、検討等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑な運営に著しい支障が生じると認められ、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合
- 2 会議の傍聴方法については、別に定める。
 - 3 会議の資料及び議事録については、原則公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

第7条 守秘義務

委員は、前条第1項に定める不開示情報及び第3項により非公開とされた事項について業務上知り得た場合、他に漏らしてはならない。

附則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

(別表)

所 属	氏 名
NPO 法人 犯罪被害当事者ネットワーク 緒あしす 代表	青木 聡子
愛知県弁護士会犯罪被害者支援委員会 委員	今枝 隆久
TAV 交通死被害者の会 事務局・街頭活動・法律相談	太田 務
中京大学心理学部 教授	神谷 栄治
公益社団法人被害者サポートセンターあいち 理事	小島 きぬ子
愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科 教授	田川 佳代子
名古屋大学大学院法学研究科 教授	宮木 康博